

## 持続化給付金等の申請でお困りの方へ

東京都行政書士会立川支部では、新型コロナ対策関連の給付金や協力金・補助金等の申請でお困りの方のサポートをしています。

お近くの行政書士か、下記の事務局までご連絡ください

行政書士会立川支部事務局 TEL 042-564-8210  
(西村行政書士事務所内) FAX 042-564-8210

例えば、持続化給付金の場合

法人は200万円が上限、個人事業主は100万円が上限

※昨年1年間の売上からの減少分が上限となっており、申請月については、ご注意ください。

計算方法：前年の総売上ー（前年同月比▲50%月の売上×12カ月）

にり、を事業に対して、持続化給付  
金が支給されています。  
申請の方がからないといっがなくなっております。  
協力金や村といっ補助金や補助を行  
なっています。  
、行政書士にごください。

